

テーマ 丸山真男の平和思想 (レジメ)

——地球平和憲章の理念を深め運動を拓げる視点から——

堀尾輝久 (教育思想・平和思想 1953 年度ゼミ生)

I-1 はじめに いまなぜ丸山か

私たちの会は9条の精神で地球平和憲章作りに取り組んできた。憲章草案が出来た段階で、改めて私たちの取り組みを振り返り、先人たちの平和への取り組み、憲法9条を根づかせ拓げる努力に学びながら私たちの思想を確かなものとしたいと考えている。

丸山は、戦後民主主義の思想的リーダーであるが、それにはマルクス主義やポストモダンの視点から、「近代主義」あるいは、「虚妄」とする批判があり、平和思想に関しても戦争責任や9条解釈について異論が出されている。それだけにいま丸山を9条の精神を掘り下げてきた先達として理解を深める事が市民・野党共闘を強め、護憲の思想を豊かにするために重要だと考えた。

幸い、私は東大法学部の3年の時丸山真男ゼミ(1953年度)に参加したが、4年の時には先生は長期の病欠。そのこともあり、私は進路に迷ったが、もっと人間のこと(実存と社会性、実存主義とマルクス主義)を考えたいとの思いが強く、教育学部大学院の勝田守一先生(哲学)のもとで人間と教育の問題を考える道を選んだ。丸山先生にはその後も影響を受け続けてきた。

今回の報告は、前半ではゼミやコンパでの記憶に残る先生の言葉や思い出を語り、後半では先生の平和思想や9条への思いを語り、それを引き継いでいま私たちが取り組んでいる安保法制違憲訴訟や地球平和憲章の理念についてお話ししたい。

丸山先生と私

私は1953年度の丸山ゼミ(日本のナショナリズムとファシズム)に参加(3年生は私一人)、4年時は先生のご病気でゼミは無く、講義も家永三郎氏が代講した。幸い私は3年時に講義(鎌倉仏教から明治維新まで)も受講し単位も頂いていたが、家永先生の講義も受講した(後に家永教科書裁判で法廷証言することなど想像を超えている)。なお4年時には『法の究極にあるもの』に触発された尾高朝雄先生の法哲学ゼミ(カントの永久平和論)に参加した。

この2つのゼミは、父が戦死し靖国の子(誉れの子)として育った私の、懐疑主義的青年期の、戦争と平和を考える姿勢をつくるのに大きな意味を持っていたと今にして思う。

私は、大学卒業時には、進路に迷ったが、もっと人間のことを、自分の生き方を考えたいとの思いが強く、勝田守一先生(哲学)のもとで人間と教育の問題を考える道を選んだ。疑う事から選ぶ事[生きること]への決断でもあった。教育学部の仲間からは生き方の基本と結びつく学び(研究)のあり方について触発された。京都学派にも大きく2つの流れがある事を知った。

修士2年のとき丸山先生の大学院のゼミが復活し、出席し報告した(「公民と公民教育」『天皇制国家と教育』所収参照)。その後もお宅に伺ったり、丸山先生の研究会(VG研究会)に、自分の関心に応じて参加してきた。トレルチの Sozial Leheren (der christlichen

Kirchen und Gruppen)の英訳の講読は記憶に残っている (eg. Sekten と Kirchentypus)。先生の古層論の原形もここで話された。私もフランス留学の報告をした。

私はシュピーゲル事件の時その場にいた唯一の証人でもある。

I-2 ゼミで記憶にのこること

学生の分かりにくい質問を正確に受け止め、コンテキストのなかに位置づけ、その意味付けをしながら、丁寧に答え、質問者が納得する、その教育的力量はすごいと感じていた。

私のゼミ参加の趣意書には日本のナショナリズムやファシズムの歴史的分析よりも、なぜ自分が軍国少年になったのかを歴史と社会のなかで考えたいという思いを書いた。ゼミでの私のテーマは「外国から見た日本のナショナリズム」で敗戦前後の、主として天皇制と戦争責任の問題を扱った。大窪源二さんを紹介して頂き太平洋問題研究会にお訪ねした。Foreign affaires や Political affaires 誌を使つての研究らしきものを体験した3年時の夏であった。他者の目をとおしての自己認識の方法的自覚の第一歩だったと言えようか？

ゼミでの先生の、私の記憶に残る片言のいくつか。

- ・ 私は a marxist だ (注1)
- ・ マルクスの言っている事をマルクスを使わずにどう表現するか。
- ・ 多元的国家論とマルクス主義国家論をどう繋ぐのか (ラスキについて。学生達もラスキはよく読んでいた)
- ・ 自分の主張は原理的な民主社会主義で、政治的立ち位置は容共右派だ。
- ・ 民主主義の徹底的実現が社会主義だ。民主主義は制度の問題に留まらず理念の問題であり、永久革命の課題だ。エートスとしてのコミュニズムが大事なのだ。

(当時は学生も研究者も共産党との関係、立ち位置を意識していた)

・ ゼミのコンパで、私は「人間の尊厳の意味と根拠はなにか」と唐突に質問して場を白けさせ、先生も「別の機会に」と言われたことがあった。

場を弁えない自分の無礼を恥じたが、この問いはずっと自分自身への問いであり続けた。教師になった後も学生に質問されたら、どう応えるか-----

- ・ 4年のとき清瀬の療養所にお見舞いに行き、それとなく進路の話になり「君は銀行や商社には向かない、公務員か研究者だね」と言われた。

II-1 先生の戦争体験と平和主義

旧制1高生3年の春(1933)、唯研での長谷川如是閑の講演に参加し特高に捕まった事はよく知られていることだ。初年兵としての日本陸軍内務班の非合理体験は軍隊の本質を考える契機だった。広島は宇品の船舶司令部に勤務、原爆体験は語るも嫌、思いだすのも嫌な体験であった。(私の兄は船舶司令部の参謀だったが、被災の直後から被爆者の救出の任に当たった。このことを死の直前のメモに残した)

II-2 敗戦と戦後改革

政府の憲法調査委員会(松本烝治委員長)で憲法改正検討。宮沢俊義(東京帝国大学法学部教授)も委員。東大の憲法研究委員会[委員長宮沢俊義]も発足、法学部助教授として復職した若き丸山らはそれを支えた。GHQの改正憲法案は憲法調査委員会の面々にと

っても、内々に伝えられた東大の研究委員会にとっても、予想を超えるものであり、宮沢はこれを「8・15革命」といったが、この表現はもとは丸山のものだったと言われている。国民主権、民主主義、平和主義の3原則が戦後改革の中軸となった。

一般に天皇制は護持されたと言われるが、国民主権のもとでの象徴としての天皇は帝国憲法下の天皇制とは異なるものである。しかし天皇の戦争責任の問題そして象徴天皇制の問題はその後も問われ続けている問題として残された。丸山の師南原繁は天皇退位を主張し、丸山は自由と民主主義の視点から、天皇制そのものを問い続けることになる。

丸山にとって、民主主義もまた問い続けられる永久革命的課題であった。かれの求めた社会理念としての社会主義、共産主義も、民主主義とともに問い続けられるべき永久革命的課題であった。後年「民主主義の徹底をめざそうというのが Kommunismus」とも語っていた(『自由について』聞き手鶴見俊輔他 SURE2005年、50頁)。またソ連崩壊後にはあれは社会主義ではなく「国家主義の変種」で、「いまこそ本来の社会主義を擁護する時代になった」(『図書』1995.7)と述べている。マルクスに学び、ラスキと対話しつづけ、「現実の社会主義国」を見つめてきた丸山の課題意識は今日の私たちのものでもある。

II-3 平和主義

戦争放棄と非武装の憲法9条は厭戦、嫌戦の庶民の感覚から悦ばしく、有り難きものであった。兵卒(将校ではない)としての体験と広島原爆を体験した丸山はそれを共有していた。しかし、国家論、権力論の研究者としての丸山は、日本ファシズムと軍国主義の痛烈な批判者であり帝国軍隊の解体は当然のことであったが(「超国家主義の論理と心理」『世界』'46.5)、恐らく、俄に平和主義者にはなれなかったのではないか。南原が(共産党も)憲法案を審議した最後の帝国議会で9条の非武装条項に疑念を出したように。

しかし占領政策の反共化(レッドパージ)と、朝鮮戦争、日本の再軍備への動き、そして日米安保条約への動きのなかで、大学もイールズ事件等で緊張し、そしてH・ノーマンの死もあって、丸山は国際情勢と日本の国内の政策動向へのリアルな認識を通して、9条の意義を再発見・再認識したのではないか。

「三たび平和について」(1950年朝鮮戦争の直後の執筆、『世界』1950.12)は平和問題談話会報告で丸山がその一章、二章の下書きを書いたことが知られている。「三たび」とは「戦争と平和に関する日本の科学者の声明」(『世界』1949.9.3)「講和問題についての平和問題談話会声明」(『世界』1950.3)につぐ三度目の意味。ここには「非戦非武装の憲法の精神は、見方によっては迂遠きわまる観念論と言う事になろう。しかし、むしろ一步事態の把握を深めてみれば、まさにそれが、現代戦争の現実認識に最も則した態度であり、自国または他国の武装に安全保障を託するような考え方こそ、かえって安易な楽観論であるとわれわれは考えざるをえないのである」「戦争を最大の悪とし、平和を最大の価値とする理想主義的立場は、戦争が原子力戦争の段階に到達したことによって、同時に(ルビ)高度な現実主義的な意味を帯びるに至ったといえよう。」この項の小見出しは「原子力戦争は、最も現実的たらんとすれば理想主義的たらざるをえないと言う逆説的真理を教えていること」とある。(丸山真男集五巻10頁)

この平和問題懇談会声明への主体的コミットメントは朝鮮戦争、再軍備、そして片面講和と安保条約へ向かおうとする状況での、9条に賭ける丸山の決意表明であったと思われる

る。同時にこの論文が個人論文としてではなく、「平和問題談話会の声明」として発表されたことの意義は大きい。’51年大學入学の私たちにとっては、全面講和と二つの世界の平和的共存と日本の中立を主張する『世界』の諸論文は、大きな影響力をもっていた。

1955年の自民党の結党と憲法調査会の発足という改憲へ向けての動きのなかで、それに対抗して発足した憲法問題研究会（大内兵衛、宮沢俊義等）での共同研究も、社会的にも大きな影響力をもっていたが、丸山はそこでも中心的な論客であった。

II-4 戦争責任論の盲点

丸山の平和に関する論文(注2)の中に「戦争責任論の盲点」という「思想の言葉」(1956)がある。丸山は戦争責任の問題を天皇、官僚機構、それから財界の経済支配の問題、軍隊の問題と分節的にやりながら、最後に、戦争責任論の盲点として、じゃあ民衆はどうだったのか。それから、戦争に反対した唯一の党である共産党。これは立派だけれども、ファシズムに負けた責任は問わなくていいのかという問題提起をしたのだが、なんだ丸山は反共になったのかという形で反発された論文なのだ。私もこの論文にはそこまで言うのかという思いで違和感を感じていた。歴史的な評価としては公平ではないと。遠山茂樹も「当時の歴史的条件の無視するもの」と書き、鶴見俊輔も、あの信頼している丸山さんだけけど、この論文だけはいただけないという反論を書いた。九十年代に丸山批判が再燃する。

そのうえであえて弁護すれば、共産党は唯一正しかったのだ、がんばったんだという言い方だけで本当にいいのか、なぜ反ファシズムの連合、連帯ができなかったかという、そういう問題はやはり考える必要があるのではないのかという問いであった。正確に引用すれば「非転向コンミュニストが戦争責任の問題についてもっとも疚しくない立場にあることは周知のとおりである。彼らがあらゆる弾圧と迫害に堪えてファシズムと戦争に抗してきた勇気と節操とを疑うものはなかろう」と述べたうえで「個人の道徳的責任ではなく前衛党としての指導者としての政治的責任の問題」として「国民に対しては日本政治の指導権をファシズムに明け渡した点につき、隣邦諸国にたいしては侵略戦争の防止に失敗した点につき、それぞれ党としての責任を認め、有効な反ファシズムおよび反帝闘争を組織しなかった理由に大胆率直な科学的検討を加えてその結果を公表するのが至当である。」

現在の時点でこの論文をどう再読するか。再読してもやや八つ当たりの無物ねだりの批判の感はぬぐえない。しかし、当時の「平和運動と護憲運動を進めるため」には、共産党のもつ独善主義的で他者を許さない態度が運動を拓げる妨げになっていることへの批判としてこの論が書かれたものであることは、この論文の冒頭を見れば分かることであり、最後の一節こそが丸山の言いたかったことだと思う。「共産党が独自の立場から戦争責任を認めることは社会民主主義者や自由主義者の共産党にたいするコンプレックスを解き、統一戦線の基礎を固める上にも少なからず貢献するであろう。」と結んでいるのである(第6巻 164-165)。丸山は「戦争責任の問題は戦後責任問題と切り離しては提起されえない」(『現代政治の思想と行動』「後記」1957)とも言っている。これは丸山提起の背景として重要だとおもう。この丸山提起は同時期の「<スターリン批判>の批判」(1956)にも通じている。それは国際的コンムニズムに共通するスターリン主義批判がどこまで自己批判足りえているかを問う問題提起として再読に値すると思う。同じ時期にハンガリー事件がある。

なぜ丸山さんがそれを言ったのか。「がんばったんだ」「自分が正しかったんだ」というだけでは、独善的で、反省的・主体的な歴史の認識あるいは課題化的認識としては不十分ではないかという問い、信条倫理と結果責任の区別の問題を含んでいたのだと理解したい。

このことは私たち自身にも向けられた問いでもある。たとえば私たちは、教育基本法の改悪に反対してきたというだけでなく、なぜ阻止出来なかったのか。9条地球憲章の問題や子どもの権利の問題にかかわっているのだが、若い人がこない、子どもの権利条約が根付かない、何故なんだ。どこに弱さがあるのかという、思考方法の問題提起として受け止めればいい。あるいは、この前の高知の選挙で、野党の連合勢力ががんばって、もうちょっとで勝ちそうだった。「よくがんばった、がんばった」とだけ言われているけれど、やはりなぜ負けたのかをきちんと分析しないと課題が見えてこないではないか、京都では市民と野党連合はどうだったのか。なぜうまくいかなかったのか、そういう思考方法が大事なのだということをこの丸山さんは「盲点」として言っているのではないか。これを反共論文として、丸山は敵だと読んだのでは「容共右派」は立つ瀬がなくなる、逆に運動は広がらないと思う。

II-5 復初の説と9条見直しの論

- 1) 1960年安保反対の集会で丸山が「復初の説」を説いた事もよく知られている事だ。物事の初原に帰る事を意味する復初とは、この時の丸山にとって、「古層」でも、「福沢」でもなく、「8・15革命」にほかならない。丸山は「あえて虚妄に賭ける」とも言った。軍事同盟としての安保が憲法9条に違反することは明らかだが、安保条約改定は立憲主義の外がわに安保条約をおく事で憲法を壊す道を開くことになる。[砂川裁判伊達判決 1959.3 vs 最高裁判決田中耕太郎 1959.12] その意味で反岸と反安保は「復初」であり、護憲の運動であったのだ。(私は当時院生で学問と教育の自由を守る視点で安保改定反対のビラを書いた。教育学部とスタンフォード大学の日本の戦後教育改革についての共同研究、その研究会でも安保論争；「米帝国主義」米国留学断念)
- 2) ところで60年代の初め、国際情勢には二つの世界の平和的共存へむけての変化が現れた。フルシチョフとケネディの完全核軍縮へ向けてのそれぞれの声明がそれである。丸山は「軍備の完全撤廃案が全世界の責任ある政治家によってともかく真剣に討議されるに至ったと言う国際社会の変遷、そのテンポの速さこそ、考え方によって驚くべき事柄ではないでしょうか。憲法9条はもう一度見直されねばならぬと思います。」その状況のなかで「憲法9条をめぐる若干の考察」を憲法問題研究会月例会(1964.11.14)で報告する。(『世界』1965.6)

丸山はこの論文で二つの世界の緊張と共存への動きの中で、まさしくリアルな世界情勢のなかで9条を捉え直す視点の重要性を提起した。

；フルシチョフ国連総会で全面完全軍縮提案、1959.9

米ソ全面完全軍縮の目標で合意、共同声明 1961.9 ケネディ声明

18カ国軍縮委員会 全面完全軍縮条約全文16項目発表 1962.3

- 3) 同時に丸山はこの論文で9条を前文と結びつけて、その理念と思想の意味と意義を問い、9条の成立過程に関心を示し、戦争放棄の思想史を素描し、さらに1946年1月24日の幣原・マッカーサー会談に関心をよせ、「いずれの側からかはともかく」、9条への

発意がここでなされた事、そして幣原の9条理念への思い入れが強かった事を指摘し、3月末の戦争委員会での冒頭発言を引用し、核時代を意識した幣原の戦争放棄と非武装の思想を高く評価している。「幣原さんの思想は熱核兵器時代における9条の新しい意味を予見し、むしろ国際社会におけるヴァンガードの使命を日本に託したものであります。」(同279頁、) さらにその年の「二十世紀最大のパラドックス」という文章の最後を「私は八・十五と言うものの意味は、後世の歴史家をして、帝国主義の再後進国であった日本が、敗戦を契機として、平和主義の最先進国になった。これこそ、20世紀最大のパラドックスである——そういわせる事にあると思います。そういわせるように私たちは努力したいものであります。」(同293頁、『世界』1965.10)という言葉で結んでいる。

4) この丸山の前文・9条にかける思いは幣原の思いと重なる。

幣原は亡くなる前、元秘書の平野三郎にこう語っている。「軍縮は可能か、僕は軍縮の困難さを身をもって体験してきた。——軍縮交渉とは形を変えた戦争である。唯もし軍縮を可能にする方法があるとすれば一つだけ道がある。それは世界が一せいに一切の軍備を廃止することである。しかしそれは不可能なことだ」

「恐らくあの時僕を決心させたものは僕の一生のさまざまな体験ではなかったかと思う。何のために戦争に反対し、何のために命を懸けて平和を守ろうとしてきたのか。今だ。今こそ平和のために起つ秋ではないか。そのために生きてきたのではなかったか。そして僕は平和の鍵を握っていたのだ。何か僕は天命をさづかったような気がしていた。」「要するに世界は今一人の狂人を必要としているということである。——世界史の扉を開く狂人である。その歴史的使命を日本が果たすのだ。」

(「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」平野三郎氏記 憲法調査会事務局1964.2 『日本国憲法 9条に込められた魂』鉄筆文庫所収136-8頁)

5) 戦後改革を憲法と教育基本法の成立過程を軸に研究してきた(『教育理念』戦後教育改革シリーズ、東大出版1976) 私にとっては、この丸山の幣原についての指摘は私を幣原研究に向かわせた1つの切っ掛けともなった。丸山は「いずれの側からかはともかく」と書いていたが、いま私はマッカーサー側の資料[特にアッカーサー・高柳賢三往復書簡1958]を精査し、平野文書と合わせて幣原発意説を主張している。(堀尾「憲法9条と幣原喜重郎」『世界』2017.5) このことも先生とお話ししたかった。

(『しではら』という短編映画も生地門真の人々の努力でできた。斉藤勝監督、堀尾監修)

II-6 丸山と教育

丸山は教育は苦手だといいつつも、並々ならぬ関心を持っていた。

戦後、三島での住民の憲法や民主主義の学習会に参加していた事はよく知られている。

「人民」と言う表現にこだわった丸山は「国民教育」運動という表現についても懸念されていた。教科書の検定による国家統制の復活にたいしては家永三郎教科書裁判では学友としてだけでなく、国を相手に闘う家永に対しての熱烈な支持者であった。(家永宛て書簡) 大学紛争での全共闘運動に対しては民主主義を暴力的に破壊するものとして厳しく批判しておられた。[昨年は東大闘争、確認書50年]

政治嫌いで政治的価値を低く見ていた丸山は経済や文化や教育の価値について、人間のありかたに重ねて、関心を持っていた。人間の尊厳について、そして教育的価値について、

おはなしを伺う機会を逸したことは残念であった。リアリズムからすれば教育嫌いでもあったのではないか。しかし、永久革命としての民主主義を語るとき、民衆（人民と言うべきか）の主体的学習としての教育は不可欠であるはずである。

さらに戦争体験（軍隊と原爆）と戦後は文学者達との交流、そしてロマン・ローランやドストエフスキーへの関心と重ねてニヒリズムを突き抜けた先生の間人理解が伺えた。先生の残されたものから、読み解く他はない。いや私たち自身が個と社会のアンチノミーの意識に耐え、自らの問いとして問い続ける以外にない。

（なお、息子さんの通っていた明星学園に呼ばれ、丸山夫人の前で緊張して教育の話をしたことを思い出す。）

なお、堀尾「丸山真男に〈人間と教育の思想〉を読む」（丸山真男手帖 33号）「丸山真男先生と私」（追悼文）堀尾『自由の主体を求めて』（本の泉社、2015所収）参照

III-1 現代政治への射程

さらに 90年代からの歴史修正主義と日本会議の動きのなかで憲法改正への動きが強まるなかでの安倍内閣の出現（2006）。「戦後レジームからの脱却」を掲げて登場し、教育基本法を改定し、第2次政権で安保法制を強行採決し、日米軍事同盟を強化し、さらに改憲に政治生命を賭ける安倍政権。

丸山先生はどう捉えどう批判されるだろうか。再び「復初の説」を説かれるのではないか。そのことを私たちに託されてもいるのではないか。

「9条の会」の発足時（2004）、加藤周一は丸山がいないことをことのほか残念におもったに違いない。

III-2 引き継ぐものとして

- 私は地球時代の視点から「復初」つまり 1945.8.15 革命の意味と憲法理念に立ち返って、なにをなすべきかを考えたい。「8.15」とは日本の敗戦と変革への象徴である。同時にそれは国際的視点から見ても、大戦争の終結と平和へ向けての決定的な転換点であった。人類と地球の再発見の時代としての、平和・人権・共生を価値とする地球時代が始まる。国連憲章、UNESCO 憲章、世界人権宣言……この流れの中で、前文・9条を持つ日本国憲法も生まれたのである。それは2つの世界と冷戦、そして核時代の始まりでもあった。

- 顧みれば第1次世界大戦は戦争認識を変える転換点であった。空からの爆撃、毒ガスと地雷の地上戦、戦争の壮絶さを経験した人類は、まずアメリカで法律家（レビンソン）達を中心に、戦争そのものを違法と考える（outlawry of war）市民運動を始めた。（そこには J.Dewey もいた。）それが支えとなって、不戦条約を成立させたのだった（1928）。

ドイツ・ナチズムと日本軍国主義はそれを反故にしたが、コロホースト（大量虐殺）と大量餓死の経験、そして無差別爆撃と核爆弾は、戦争認識を決定的に転換させ、民衆の意識を変え、政治家の思考を変えさせた。厭戦から非戦へ、〈戦争は悪である、犯罪である〉

- 戦争違法化の思想運動、不戦条約から国連憲章（1945.6.26）そしてヒロシマ、ナガサキの体験を経ての日本国憲法の成立。戦争犯罪を裁く国際的裁判も開かれた。戦争は人道に反する犯罪とされていく。[地球時代への入り口]

- しかし世界の2極化。朝鮮戦争、ベトナム戦争と緊張が続くなか平和への希求と平和

的共存への志向も続く。(バンドン会議 1955、ラッセル・アインシュタイン宣言 1955、スターリン批判 1956、ハンガリー事件 1956、パグワッシュ会議 1957、米ソ完全軍縮 (complete disarmament) 共同宣言 1961、非核3原則 1967、核兵器不拡散条約(NPT) 1968、国連軍縮会議 UNESCO 軍縮教育 1980、セビリヤ (非暴力) 宣言 1985、国際環境会議 1972、地球サミット 1992、SDGs 2015)

・ ベルリンの壁 (1989) ソ連邦崩壊 (1991) 湾岸戦争 (1991) 自衛隊ペルシャ湾へ(1991) 米一極化 vs 多極化・地域化 [中南米、アフリカ、東南・東北アジア、アラブ諸国、EU、北欧]

; 国際平和年 (2000) 国連平和への権利宣言(2016)、核兵器禁止条約((2017)、国際法認識も変革を迫られている(戦時国際法の無意味化、市民運動が国際法を作る、(国家から人へ、国際人権法)。

・ 戦争放棄のみならず交戦権をも破棄した日本国憲法は、この流れにあり、その最先端。国際平和主義。前文には世界の全ての人々の「平和に生きる権利」、cf 中村哲さんの活動。

憲法理念からすれば <日米安保は憲法違反である。自衛隊は違憲である。集団的自衛権を認める安保法制は違憲である>。ならば憲法を変える以外にない。(安倍政権)。

しかし、丸山に倣って言えば、この理念を通して日本と世界の現実を見れば、現実も一枚岩ではなく、現実根ざした理念で現実を変える運動こそが求められていると言わねばならない。核兵器禁止条約に9条を重ねて、非戦・非核・非武装の旗を！非暴力と平和に生きる権利の旗を！平和・人権・共生の文化を！人権・子どもの権利・未来世代の権利を！

平和と民主主義を担う主体形成を！地球時代を拓くために！

Ⅲ-3 いまなすべきこと

私たちは戦争に反対し改憲を阻止するために何ができるか。

- 1) 危機的な国際政治情勢と平和への権利 (2016.12 賛成 131)、核兵器禁止条約 (2017.7 賛成 122) 成立 委員長コスタリカ代表、日本は欠席 33カ国批准 (現在) ヒバクシャ運動、非核法律家協会 [日本、国際]、ICAN、フランシスコ教皇
- 2) -9条を守る運動 非戦非武装の思想を根付かせる努力。
戦前の平和思想、[幣原喜重郎、丸山真男] 深瀬忠一、小林直樹、全国憲法研究会、平和教育、九条の会 [各地、各分野 7000 を越える]
-世界に9条の意義をひろめる。ハーグ世界市民平和会議 1999,
9条世界会議 2008 年東京、大阪、ピースポート。
C.オーバービー、VFP、N.チョムスキー、R.ヴェイユ、アリエス、マハチール etc
- 3) 9条の精神で地球平和憲章をつくる運動を (注3)
2015 年準備会、2017 年 3 月「9条地球憲章の会」発足。趣意書発表(呼びかけ人 140, 賛同者 1000 [内 80 名外国人] を越える
2019 年 5 月地球平和憲章案 [日本発]、11 月成案発表
非戦、非武装、非核、非暴力、平和に生きる権利 cf. SDGs 17 項目 2015
2020 年 2 月英訳 5 月総会で解説を付して発表予定
4 月 NY での NPT 検討会議にあわせて国際 NGO 集会でアッピール予定
この事も先生に報告したいことである。

さいごに

安保法制違憲訴訟（国賠、差し止め） 原告として

安保法制違憲訴訟の全国的裁判状況；国家賠償 差し止め 全国 21 地裁 原告 7704 名
代理人 1685 名、東京地裁国賠訴訟 2019.11.7 判決 裁判は高裁へ。

差し止め訴訟 東京地裁結審

違憲訴訟；安保法制がその成立過程が立憲主義に反し、内容が 9 条に反すると言う事を証明する事はやさしい。

しかし、違憲立法審査権はなく、提訴は国にたいする個人の損害賠償請求であり、提訴者の精神的打撃を証明しなければならない。平和に生きる権利、幸福追求権、人格権が争点。

私の訴状のポイントは 2015 年 9 月 19 日の安保法制立法の強行採決によって、憲法と教育の研究者として、又教育者として受けた精神的打撃を説明し、それが憲法 13 条の幸福追求の権利を侵し、学問と教育の自由を侵す事を強調したが、最後は提訴は私憤からのみならず公憤からのものだと訴えた。

法廷でも、安保法制の社会的影響についての質問があり、私は「安保法制の強行採決が象徴的に示している日本の民主主義の危機、他方で科学技術の急速な発展、その隙間に軍国主義が芽生えるのだ。実はこれは丸山真男先生が軍国主義について言われていた事なのです。まさにそういう時代に再びなってきたのではないか。ふたたび軍国少年・少女が生み出されてくるそういう時代になっていくのではないか。これから予想される社会の変化の中で安保法制がどういう役割を果たすのか、裁判官はこれから起こりうる事態の重大さに付いても判断の視点にいれて欲しい」と述べたのだった。この時私は丸山先生とともに法廷に立っていたと思っている。[参照東京地裁法廷尋問記録 2018.05.11-10 頁]

（なお法廷に提出した陳実書は全文「季論 2 1」2018 秋号所収）

同時に日本の違憲訴訟制度と手続きが変わるべき事を感じた。（家永教科書裁判でも同様の問題を感じていた。因に家永訴訟は検定によって受けた学者としての精神的打撃への損害賠償として提訴、法廷では検定によって歪められた教科書を使う生徒の真理・真実を奪う事が争点であった。私の法廷証言も重点をそこに置いたのだった。）なおコスタリカの違憲裁判 市民に提訴の権利あり ロベルト・サモラ氏の事例；イラク介入、原発）

（注 1） 丸山自身の言葉として記録に残されているものには「僕はマルクス主義者にも коммуニストにもならなかったけれども、若いときに決定的と言えるほど影響をうけたのは、やはりマルクス主義だ」（『ユリイカ』1978.3 月号）「私個人は、まさに学生の時から、マルクス主義者、それも優秀なマルクス主義者を友人や先輩にもっていたことはつくづく自分の学問をみがくためにも幸福だったと思っています。・・・例えば、政治と言うものと哲学とか経済学とかと関連させて見ていかねばならないと言う習慣を付けてくれたのは、なんととってもマルクス主義のおかげが大きい。」「昭和思想史への証言」『エコノミスト』1966.8 月号所収（いずれも笹倉秀夫『丸山真男論ノート』みすず書房、1988 年 331 頁）。

1953 年度のゼミで、学生の質問に、間を置きながら、a を強調しながら、a marxist といわれたのは、わたしの記憶違いではないであろう。

丸山は「マルクスはフロイトは知らなかったが、マルクスくらい、総合的にね、人間関

係、社会関係の問題についての基礎理論と言うものを構築した人はいないですね。マックス・ウェーバーと言うのは、ぼくは偉いと思うけれども、やはり、断片的でしょ。ただし、マルクスほど体系的ではないにしても、ウェーバーというのは最後の社会学者だと思う。」と話し、後は専門分化し社会学者はいなくなったといい「マルクスからウェーバーへの立ち返りを通して悪しき専門分化の泥沼から脱する道」もあると考えていた。(丸山『自由について七つの問答』聞き手 鶴見、北沢、塩沢 SURE 2005、104 頁)

『思想と行動』の第二部追記には「マルクス主義がいかに大きな真理性と歴史的意義を持っているにしても、それは人類が到達した最後の世界観ではない。やがてそれは思想史の一定の段階のなかにそれにふさわしい座を占めるようになる。その時、歴史的なマルクス主義のなかに混在していた、ドグマと真理とが判然とし、その不朽のイデー（人間の自己疎外からの回復とそれを遂行する歴史的主体という課題の提示）ならびにそのなかの経験科学的真理とは沈殿して人類の共同遺産として受けつがれていくであろう。ちょうどあらゆる古典的思想体系と同じように・・・」同書552頁

私も大学院にはいってから自分は a marxist だといってきた。そして疎外論を媒介しての人間の全面発達と主体形成論を軸に教育研究を模索してきた。マルクス主義教育学はマルクスの残した課題でありマルクスの教育についての片言を集めてもそれは教育学にはならないと考えてきた。大学院では人文主義から啓蒙・革命期のフランス思想に学び、デュルケムからブルデューへの文化教育社会学に学びワロン、ピアジェ、ビゴツキーの人間発達論に学んできた。デューイやブルーナーからも。私のもう一人の師勝田守一（哲学）は「総合的人間学としての教育学」を志向していた。十五年前に発足した総合人間学会初代会長は小林直樹先生（法哲学）で私は第3代目の会長を努めた。小林さんは丸山さんを「導師であり同士であった」と話されていた。今私はアインシュタインとフロイドの往復書簡『ひとはなぜ戦争をするのか』に読み耽っている。「心と身体の奥底からの戦争への拒絶反応を起こす文化」（フロイド）、先生にはこんなこともお話したかった。バレンボイムとサイドについても、第九と9条についてもお話したかった。シャンソンも一緒に歌いたかった。(なお私の「丸山真男に『人間と教育の思想』を読む」(丸山真男手帖第33号2005年4月「丸山先生と私」改題)『堀尾輝久対談集 自由の主体を求めて』本の泉社 2014年所収 参照されたい。)

(注2) 丸山の平和に関する文献として

「超国家主義の論理と心理」(『世界』1946.5)

「軍国支配者の精神形態」(『潮流』1949.5)

「三たび平和について 平和問題談話会研究報告」(「世界」1950.12) 第1章第2章

「「現実」主義の陥穽---ある編集者へ」(『世界』1952.5)

「戦争責任論の盲点」(「思想の言葉」(『思想』1956.3)

「日本支配層の戦争責任」『現代史体系』みすず書房、月報1956.12 『丸山集別巻』所収

『「スターリン批判」の批判-政治の認識論をめぐる若干の問題』(『世界』1956.11)

「復初の説」1960.6.12 民主政治を守る講演会での講演『丸山真男集』第八巻所収

「憲法9条をめぐる若干の考察」(『世界』1965.6)

(憲法問題研究会『憲法を生かすもの』1961 『憲法と私たち』1963 『憲法読本』上下 1965)

丸山『現代政治の思想と行動』上・下 未来社 1956.7
丸山『戦中と戦後の間 1936-1957』みすず書房 1976

参考 石田雄『平和の政治学』岩波新書 1968
今井伸英『丸山真男と戸坂潤』論創社 2000
田口富久治『丸山真男とマルクスのはざままで』日本経済評論社 2005
吉田傑俊『丸山真男と戦後思想』大月書店 2013
樋口陽一『リベラル・デモクラシーの現在』岩波新書 2019

(注3) 堀尾「いま憲法を考える 9条の精神で地球憲章を！」『季論21』2017夏
この論文に9条地球憲章の会の発会の経緯と地球憲章づくりの趣意書が載っている。

[資料参照]

なお堀尾『未来をつくる君たちへ “地球時代”をどう生きるか』清流書店 2011
堀尾「9条をもつ地球憲章を！新しい年に思うこと」 「研究所だより」No.93 2008,1,12